川崎市「保育の質ガイドブック」（案）の概要について　～「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を目指して～

1　目的

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村、都道府県及び国はそれぞれの役割に応じて教育･保育及び地域子ども･子育て支援事業の質の維持及び向上を図ることが必要であるとしており、**保育需要の増大や家族形態、就労状態の変容など多様化する地域子育て家庭への対応など、保育所等へ求められる役割も大きくなっています。**

本市では保育の関係施設が連携し、施設長や職員同士が実践を通して学びあえる関係性の中で、互いの保育の質の向上を目指してきましたが、**子どもの最善の利益の観点から、保育者として子どもに向き合う際の視点を共通の尺度として文言化し、その内容について子ども･子育て会議で御意見等をいただき川崎市「保育の質ガイドブック」を作成しました。本ガイドブックは市内保育施設の保育の実践や振り返りに活用していきます。**

2　保育所の役割

国の「保育所保育指針」では、保育所の役割を以下の区分で定めています。

（１）　保育所保育の目的
（２）　保育所の特性
（３）　子育て支援
（４）　保育士の専門性

3 「保育の質」の定義

国の保育所保育指針では、保育の目標として以下の６項目があげられています。

（１）十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
（２）健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
（３）人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
（４）生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
（５）生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
（６）様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

上記を目標とし、本市では保育にあたるうえで、**「保育の質」とは、「保育内容としての要素（ソフト面）」、「人材としての要素(組織管理体制)」、「保育環境としての要素（ハード面）」の3つの要素から構成される「保育者と子どもの関係の質」である**と考えます。

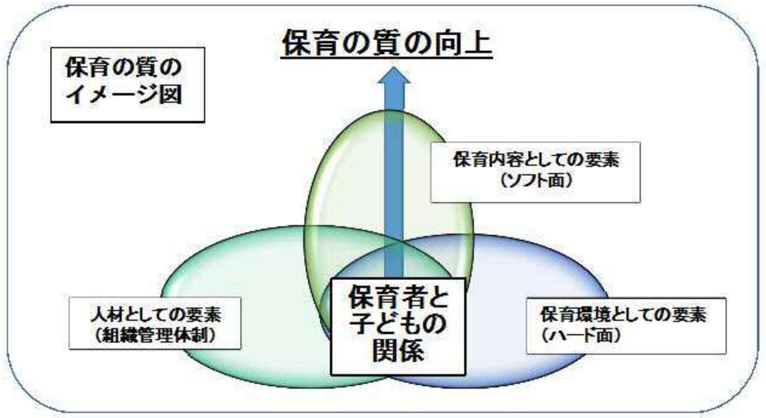

4 「保育の質」を構成する3つの要素について

「保育内容としての要素（ソフト面）」「人材としての要素（組織管理体制）」「保育環境としての要素（ハード面）」の３つの要素を「保育所保育指針」を基に、２５の視点に分け、視点ごとにあるべき姿と取り組むべき内容や大切にしたいことを段階的に着眼点で示しました。

なお、着眼点は『川崎市「保育の質ガイドブック」３つの要素一覧表』にまとめ、資料編として示しました。着眼点の内容はステップを踏み、保育に反映して深めていただきたい点をまとめています。

（１）「保育内容としての要素」（ソフト面）

保育所の保育は「養護と教育が一体となって展開される」ことを特徴としています。生活や遊びを通して多様な活動や体験をすることにより、一人一人の可能性の芽を育て、生涯にわたる生きる力の基礎を培うことを目的としています。

保育士等が子どもの身体の発達とともに心の育ちにも十分に目を向け、一人一人の心をしっかりと受け止め、相互的なやり取りを重ねながら、育ちを見通し援助していくことが大切です。

また、保育のねらいと内容を明確にしていきながら、保育所の独自性や創意工夫が十分に発揮され子どもの生活と遊びが豊かに展開されることが求められています。

（２）「人材としての要素」（組織管理体制）

保育所においては、保育理念に基づいた保育の実現を目指し、職員が意欲的に保育に従事し保育所本来の役割を発揮するために、運営者及び施設長が自らの責任を理解し、適切な運営（コンプライアンス、職員配置計画・労働条件や労働環境の整備、職員の人材育成）を実施し、組織体制を整えることが不可欠です。

「保育の質」の維持・向上には「人材」が大きく影響し、保育理念に基づいた保育の実現を目指すために職員の人材育成は重要となります。

内部での人材育成（OJT）のみならず、外部の研修や各地域での連携による保育交流や情報交換等（OFF-JT）を通して、保育の専門性を高める機会が豊富に確保されていることが求められています。

（３）「保育環境としての要素」（ハード面）

保育所は、一人一人の子どもの健康と安全の確保に努めなくてはなりません。そのためには子どもや保育士等の人的環境、施設や遊具などの物的環境を総合的に捉え、環境を構成し、子どもが自ら関わって主体的に活動を生み出したくなるような環境が重要であり、これに伴う危機管理業務や保守管理業務を適切に実施することが必要です。

また、運営者及び施設長は設置基準の遵守に努め、全職員が協力して保育環境の改善に取り組める体制を構築していくことが求められています。

5 「保育の質」の維持・向上にむけた取組強化

保育所保育指針では「保育所は、質の高い保育を展開するために、絶えず一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るように努めなければならない」とされています。

「保育の質」の維持･向上の取組として、職員一人一人には保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくことが求められ、保育施設としては今後も以下の取組を進めていくことが必要と考えます。

◎　充実した研修の実施（職場 OJT・人材育成研修・スキルアップ研修・専門性向上研修）
◎　保育所課題の解決（自己評価の実施・第三者評価の受審・苦情解決）
◎　職員の労働環境の配慮（職員配置・職員の処遇）
◎　他機関との連携（社会的養護が必要な子ども等への支援）